

○松山市犯罪被害者等支援条例

令和7年3月26日

条例第20号

(目的)

第1条 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利及び利益の保護並びに被害の回復及び軽減に向けた早期の取組の総合的な推進を図り、犯罪被害者等の心に寄り添い、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市内に居住し、勤務し、又は市内の学校に在学するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、愛媛県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見若しくは心無い言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷又は報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を加えられることをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し、軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるよう講じられなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるよう努め、犯罪被害者等の尊厳を守り、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及び経験を生かした犯罪被害者等の支援を推進するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第8条 市、事業者、関係機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認

識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報을適正に管理しなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、助言するとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担の軽減を図り、犯罪被害者等の日常生活の回復に資するため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(精神的被害からの回復)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第15条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(市民以外の犯罪被害者等への支援)

第16条 市は、犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が居住する市区町村と連携・協力をするものとする。

(市民及び事業者の理解促進)

第17条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(学校における教育の促進)

第18条 市は、本市の区域内に所在する小学校、中学校及び義務教育学校と連携し、児童及び生徒に対して生命及び犯罪被害者等の人権を尊重するための教育活動を実施するものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、犯罪被害者等の意見を聴取すること等により、当該意見を適正に反映させるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第20条 市は、犯罪被害者等の支援の充実に図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第21条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施するものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第22条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(財政上の措置)

第23条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償請求の支援)

第24条 市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求に関して必要な支援を行うものとする。

(刑事手続参加の支援)

第25条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に、被害を申告し、公判に参加し、公判にて証言し、又は公判を傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の内容が犯罪被害者等を取り巻く社会の状況に適合しているかどうか検討し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。